

## 第8 税制の状況

- 1 平成23年度の税制改正の概要 ..... 141
- 2 平成23年度の県税の概要 ..... 147

# 1 平成23年度税制改正の概要

税 目	改 正 点
地方税の罰則の 見 直 し	<p>(1) 脱税犯（懲役刑）の引上げ</p> <p>① 住民税、事業税、地方消費税、地方たばこ税、軽油引取税及び地方法人特別税の脱税犯に係る懲役刑の上限を10年に引き上げることとされました。また、個人住民税の特別徴収納入金不納付犯についても同様に引き上げることとされました。</p> <p>② 不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、自動車税、鉦区税、法定外普通税、固定資産税、鉦産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税及び法定外目的税の脱税犯に係る懲役刑の上限を5年に、水利地益税等の上限を3年に引き上げることとされました。</p> <p>(2) 脱税犯（罰金刑）の引上げ</p> <p>① 住民税、事業税、地方消費税（偽りその他不正の行為によって貨物割の還付を受けた者を除きます。）、軽油引取税、鉦産税及び地方法人特別税の脱税犯に係る罰金刑の上限を1,000万円に引き上げることとされました。また、個人住民税の特別徴収納入金不納付犯については、200万円に引き上げることとされました。</p> <p>② 地方消費税（偽りその他不正の行為によって貨物割の還付を受けた者に限りません。）、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、鉦区税、法定外普通税、軽自動車税、狩猟税、入湯税、水利地益税等及び法定外目的税の脱税犯に係る罰金刑の上限について100万円に引き上げることとされました。</p> <p>(3) 秩序犯の引上げ</p> <p>秩序犯の法定刑については、原則として1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に引き上げることとされました。ただし、納税管理人に係る虚偽申告犯等の軽微な秩序犯の法定刑については、30万円以下の罰金に引き上げることとされました。また、過料については一律10万円以下に引き上げることとされました。</p> <p>(4) 守秘義務違反（秘密漏洩犯）の引上げ</p> <p>秘密漏洩犯に係る法定刑は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとされました。また、地方税の犯則事件調査及び地方税の徴収の事務における守秘義務違反を処罰対象に含めることとされました。</p> <p>(5) 故意の申告書不提出による脱税犯の創設</p> <p>故意の申告書不提出による脱税犯を創設することとされました。</p> <p>(6) 地方消費税の不正受還付罪の未遂罪の創設</p> <p>地方消費税の不正受還付罪の未遂を処罰する規定を創設することとされました。</p> <p>(7) 法人住民税に係る故意不申告の罪の創設</p> <p>法人住民税に係る故意不申告の罪を設けることとされました。</p> <p>(8) 不申告に関する過料の創設</p> <p>事業所税、自動車取得税、特別土地保有税、地方たばこ税及び鉦産税について、条例で不申告等に関する過料を創設することができることとされました。</p> <p>(9) 道府県民税に係る虚偽申告犯の創設</p> <p>道府県民税の申告書に係る虚偽申告犯が創設されました。</p> <p>(10) 虚偽申告犯の対象に条例指定NPO法人に対して支出した寄附金に係る申告書への虚偽記載の追加</p> <p>条例指定NPO法人に対して支出した寄附金に係る申告書に虚偽の記載をして提出した者に対する虚偽申告罪が創設されました。</p> <p>(11) 軽自動車税及び狩猟税に係る虚偽申告犯の引上げ</p> <p>軽自動車税及び狩猟税の虚偽申告犯に係る法定刑について、30万円以下の罰金に引き上げることとされました。また、検査忌避犯についても同様とされました。</p>

<p>地方税の罰則の見直し</p>	<p>(12) 軽油引取税に係る罰則の見直し</p> <p>① 免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに関する罪及び製造の承認を受ける義務に関する罪についての法定刑が、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に引き上げることとされました。</p> <p>② 不正軽油等の製造に要する資金等の提供等の罪についての法定刑が7年以下の懲役又は700万円以下の罰金に、不正軽油等譲受罪についての法定刑が3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に引き上げることとされました。</p> <p>③ 承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪及び燃料炭化水素油の譲渡等の承認を受ける義務に関する罪についての法定刑が、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとされました。</p> <p>(13) 公訴時効の延長</p> <p>両罰規定が適用される場合に、業務主等に対する公訴時効期間を行為者に対する公訴時効期間まで延長する措置を講じることとされました。</p>
<p>個人住民税</p>	<p>(1) 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の適用期限を2年延長することとされました。</p> <p>(2) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長することとされました。</p> <p>(3) 都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金を、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとされました。</p> <p>(4) 平成23年1月1日以後に支出する寄附金について、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（改正前：5,000円）に引き下げることとされました。</p> <p>(5) 肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、以下の見直しを行ったうえ、適用期限を3年延長することとされました。</p> <p>① 免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間1,500頭（改正前：年間2,000頭）に引き下げ、上限の年間1,500頭を超える部分の所得は免税対象から除外。</p> <p>② 免税対象牛の対象範囲から売却価額80万円以上（改正前：100万円以上）の交雑種を除外。</p> <p>(6) 平成23年度課税分における個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金について、「納税義務者数×3,000円」とすることとされました。</p> <p>(7) 租税特別措置法において、特定寄附信託の利子所得の非課税措置が創設されたことに伴い、利子割について所要の措置を講じることとされました。</p> <p>(8) 一定の退職金共済事業を行う一般社団法人・一般財団法人については、経過措置として、引き続き利子割を課さないこととされました。</p>
<p>地方法人課税</p>	<p>(1) 中小企業者等についてのみ、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた後の法人税額を、法人税割の課税標準である法人税額とする特例措置を講じることとされました。</p> <p>(2) 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講じることとされました。</p> <p>(3) 中間納付制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じることとされました。</p> <p>(4) 法人事業税の少額短期保険業に係る特例措置を廃止するとともに、少額短期保険業の課税標準である収入金額を、各事業年度の正味収入保険料に、生命保険等に係るものは100分の16、損害保険に係るものは100分の26を乗じて得た金額とすることとされました。</p> <p>(5) 法人事業税の電気託送料金控除の特例の適用期限を平成26年3月31日まで延長することとされました。</p>

## 不動産取得税

- (1) 平成23年度中に適用期限が到来等する税負担軽減措置等について次の見直し等が行われました。
- ① 一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置（課税標準から1,200万円を控除するもの。）及び新築住宅用土地に係る減額措置（150万円又は床面積の2倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率（現行：3%）を乗じて得た額を減額するもの。）について、新築される住宅の床面積要件を40㎡から30㎡に緩和する措置を講じることとされました。
- ② 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、特定都市再生緊急整備地域の区域内で不動産を取得した場合には、価格から控除する額を当該不動産の価格の2分の1に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長することとされました。
- ③ 次のとおり、税負担軽減措置等の適用期限が延長されました。
- イ 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。
- ロ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。
- ハ 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。
- ニ 重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。
- ホ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る不動産取得税の税額の減額措置について、減額措置に係る助成金を見直した上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。
- ④ 次のとおり、税負担軽減措置等の縮減・合理化が行われました。
- イ 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従った事業譲渡等により取得する不動産に係る不動産取得税の特例措置について、事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画について特例措置の対象としないこととし、中小企業承継事業再生計画については適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。
- ロ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、価格から控除する割合を5分の3（改正前：3分の2）に軽減することとし、適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。
- ハ 投資信託及び投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、価格から控除する割合を5分の3（改正前：3分の2）に軽減することとし、適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。
- ⑤ 次の税負担軽減措置等が廃止されました。
- イ 独立行政法人都市再生機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置
- ロ 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められ

不 動 産 取 得 税	<p>た自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ハ 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ニ 民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づき国土交通大臣が認定する事業用地適正化計画に基づく土地の交換により新たに取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ホ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ヘ 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ト テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>チ 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が同法に規定する民間都市再生整備事業計画に基づき取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>リ 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ヌ 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議等により取得する農用地区域内にある特定遊休農地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ル 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が認定建替計画に基づき取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ヲ 入会林野整備等により取得する土地に係る不動産取得税の税額の減額措置</p> <p>ワ 徴収猶予を受けた農地等を一定の農業生産法人に使用貸借した場合における特例措置</p> <p>⑥ 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限が平成26年3月31日までに延長されました。</p> <p>(2) いわゆる期限の定めのない特例について次の見直しが行われました。</p> <p>① 次のとおり、税負担軽減措置等の縮減・合理化が行われました。</p> <p>イ 農業協同組合等が、日本政策金融公庫資金、農・漁業近代化資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の合理化等のための共同利用施設を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置について、地方税法の附則において平成25年3月31日までの措置として位置付けることとされました。</p> <p>ロ 土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、地方税法の附則において平成25年3月31日までの措置として位置付けることとされました。</p> <p>② 次の税負担軽減措置等が廃止されました。</p> <p>イ 事業協同組合が、都道府県等から一定の貸付けを受けて取得する中小企業集積の活性化に寄与する施設等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ロ 独立行政法人住宅金融支援機構等から貸付けを受けた事業者が不動産を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <p>ハ 市街地再開発組合が、第1種市街地再開発事業の施行に伴い取得した保留床</p>
-------------	--

<p>不動産取得税</p>	<p>部分を、当該組合の組合員に譲渡した場合の不動産取得税の納税義務の免除措置</p> <p>ニ 再開発会社が、第1種市街地再開発事業の施行に伴い取得した保留床部分を、従前の地権者に譲渡した場合の不動産取得税の納税義務の免除措置</p> <p>ホ 再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した保留床部分を、従前の地権者に譲渡した場合の不動産取得税の納税義務の免除措置</p> <p>へ 住宅街区整備組合が、住宅街区整備事業の施行に伴い取得した保留床部分を当該組合の組合員に譲渡した場合の不動産取得税の納税義務の免除措置</p> <p>ト 密集市街地における防災街区の整備に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行者が、当該事業の施行に伴い取得した保留床を、一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合における不動産取得税の納税義務の免除措置</p> <p>チ 事業協同組合等が、都道府県等から一定の貸付けを受けて取得した中小企業集積の活性化に寄与する不動産等を、当該組合の組合員等に譲渡した場合における不動産取得税の納税義務の免除措置</p> <p>リ 農地保有合理化法人等が、土地改良法の規定による換地計画に基づき取得した創設農用地換地を、一定の期間内に譲渡した場合における不動産取得税の納税義務の免除措置</p> <p>ヌ 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る不動産取得税の納税義務の免除措置</p> <p>ル 農地法に規定する農業生産法人が、その組合員等となる資格を有する者からの現物出資により取得する農業及び農業関連事業の用に供する土地に係る不動産取得税の納税義務の免除措置</p>
<p>自動車取得税</p>	<p>過疎地域等における地域公共交通確保維持のための自動車取得税の非課税措置について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする措置に改めることとされました。</p>

<p>税 目</p>	<p>東日本大震災の被害者等に係る地方税関係の臨時特例</p>
<p>個人住民税</p>	<p>(1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとされました。</p> <p>(2) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額のうち雑損控除額の控除を適用して前年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間が3年から5年に延長されました。</p> <p>(3) 東日本大震災により事業用の固定資産等について損失を受けたときは、その損失の金額を平成23年度分の個人住民税課税の計算上、必要経費に算入することができることとされました。</p> <p>(4) 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失（以下「被災事業用資産の損失」といいます。）を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成23年度において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間が3年から5年に延長されました。</p> <p>① 青色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の占める割合が10分の1以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失を含む平成23年度の純損失の総額</p> <p>② 白色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の占める割合が10分の1以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額</p>

個人住民税	<p>(5) 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災によって居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなかった日の属する年の翌年以後の各年においてその住宅に係る住宅借入金等の金額を有するときは、その各年において、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとされました。</p> <p>(6) 東日本大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出しをし、当該不適格払出しに係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成24年3月10日までに、当該徴収された利子割に係る営業所等所在地の道府県知事に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該営業所等所在地の道府県は、当該徴収された利子割の額を還付等しなければならないこととされました。</p>
地方法人課税	<p>(1) 震災税特法の規定による法人税の繰戻し還付の対象となる震災損失について繰越控除の制度により措置することとし、所要の規定の整備を行うこととされました。</p> <p>(2) 法人事業税において、条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付を要しないこととされました。</p>
個人事業税	<p>事業を行う個人で被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による損失金額及び平成23年において生じた損失金額のうち次に掲げるものの繰越期間を3年から5年に延長することとされました。</p> <p>(1) 青色申告者でその有する事業用資産等の中に被災事業用資産の占める割合が10分の1以上である者は、被災事業用資産の損失を含む平成23年分の損失の総額</p> <p>(2) 白色申告者でその有する事業用資産等の中に被災事業用資産の占める割合が10分の1以上である者は、被災事業用資産の損失の合計額</p>
不動産取得税	<p>(1) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」といいます。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「被災代替家屋」といいます。）を、平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じることとされました。</p> <p>(2) 被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」といいます。）に代わるものと道府県知事が認める土地を、平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じることとされました。</p>
自動車取得税及び自動車税	<p>(1) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」といいます。）に代わるものと道府県知事が認める自動車を、平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合に、当該自動車に係る自動車取得税を非課税とする措置を設けることとされました。</p> <p>(2) 被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を非課税とする措置を設けることとされました。</p>
地方消費税	<p>消費税における課税事業者選択届出書等の提出に係る特例及び中間申告書の提出に係る特例について、地方消費税に反映することとされました。</p>
軽油引取税	<p>揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定めるまでの間、その適用を停止することとされました。</p>

## 2 平成23年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………1,500円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)平成21年10月から年金引き落とし10月・12月・2月 その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分500円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分27,000円	
	水と緑の森づくり税	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分40,000円		
	法 人 税 割	県内に事務所・事業所を有する法人	法人税額(国税)	5.8% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は5.0%)	
	県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日(毎月)
	県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	3%	翌月の10日(毎月)
	県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	3%	翌年の1月10日
	個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日  (ただし、税額10,000円以下の場合には第1期に全額納付)
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額		0.7%	法人の県民税と同じ
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 ……1.5% 400万円を超え800万円以下の額 ……………2.2% 800万円を超える額…2.9% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……2.9% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%		
		普通法人は所得金額	400万円以下の額 ……2.7% 400万円を超え800万円以下の額 ……………4.0% 800万円を超える額…5.3% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……5.3%		
		特別法人は所得金額	400万円以下の額 ……2.7% 400万円を超える額…3.6% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……3.6%		



税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額（国税）	25%	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者	不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日	
県たばこ税	卸売販売業者等	売渡本数	1,000本につき 1,504円 (旧3級品は1,000本につき716円)	翌月の末日 (毎月)	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～1,200円	翌月の15日 (毎月)	
※2自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 7,500円～40,700円 自家用 29,500円～111,000円	5月31日	
		貨客乗用車	営業用 10,200円～21,300円 自家用 13,200円～28,500円		
		バス	営業用 一般乗合用 12,000円～29,000円 自家用 その他 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円		
		トラック	営業用 積載量8トン以下 6,500円～29,500円 積載量8トンを超えるもの 8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算		
	自家用 積載量8トン以下 8,000円～40,500円 積載量8トンを超えるもの 8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算				
鉱区税	県内に鉱業権をもっている者	鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日	
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの	16,500円	狩猟者の登録を受ける日	
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	11,000円		
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの	8,200円		
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	5,500円		
		第二種銃猟免許	5,500円		
※3自動車取得税	自動車の取得者	自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 5% その他 3%	自動車の登録をするとき	
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)	
核燃料税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	13%	核燃料挿入日から2月後の月の末日	
産業廃棄物減量税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月末日	

※1 平成20年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税（国税）が課されます。

※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、本来の税額に約10%加算

※3 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。